第

2097

叧



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 7月 23日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 決算締切日

・売上の締切日を決算日より前の日とし てもよいでしょうか。

A:一定の条件を満たす場合には、認めら れます。

【解説】

法人税は、会社の事業年度を単位として課 税されます。事業年度は、会社の定款で定め る営業年度と一致しなければなりません。

したがって、会社の決算日が7月31日で あれば、8月1日から翌年7月31日までの すべての収入と支出を計算し、それに基づい て決算と確定申告を行うのが原則です。

しかし、実務上は、月末までに売上代金を 回収するために、20日とか25日に締め切 って請求書を発行することがよくあります。

税務上は、次のことを条件に、決算日より 前の日に締め切って、各事業年度の収入及び 支出とすることを認めています。

- (1) 商習慣その他の理由があること
 - ①顧客数、取引件数が多く期末を締切日と することに決算日程上無理があるケース
 - ②大口取引先のコンピュータ管理に合わせ るケース等
- (2) 期末日のおおむね10日前の特定の日 (例えば20日) であること
- (3) 継続適用すること

なお、売上の締切日を7月20日として、 仕入の締切日を7月31日とするようなこと は認められません。売上と売上原価を対応さ せるため、その締切日で仕入を締め切ると同 時に在庫品を確定させる必要があります。







